

西宮市立保育所会計年度任用職員研修互助会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第232条の2に基づき、西宮市立保育所会計年度任用職員研修互助会（以下「研修互助会」という。）に対し、市が補助金を交付し、その互助活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において事業とは、研修互助会規約第6条に掲げる事業をいう。

(補助金)

第3条 市長は、研修互助会に対し、予算の範囲内において、次に掲げる補助金を交付することができる。

- (1) 研修互助会が事業を行うに要する経費およびその事務執行に要する経費に係る会員の会費に相当する額。

(補助金の申請)

第4条 研修互助会が前条の規定による補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に事業計画書および収支予算書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認められる書類を提出させることができる。

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査のうえ、正当と認められるときは、補助金交付の決定を行い、その旨研修互助会に通知しなければならない。

(計画の変更)

第6条 研修互助会が前条の交付決定を受けた後、第4条に規定する書類の記載事項にかかわる計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出てその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた研修互助会は、当該年度終了の翌月末日までに実績報告書を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認められる書類を提出させることができる。

(補助金の請求)

第8条 補助金を請求しようとするときは、市長が定める期日までに補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消しまたは返還)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修互助会に対し補助金決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の決定内容または付随条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき
- (4) 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取消したときは、当該取消しにかかる部分に関して、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の交付時期及び方法)

第 10 条 補助金は、当該年度の四半期ごとに、会員が負担した毎月の会費の実績に応じて交付するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 30 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。